専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

平成30年6月4日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。

平成 30 年 3 月 30 日 専決

羽曳野市長 北川嗣雄

記

処 分 事 項

羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定

羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

平成30年3月31日 羽曳野市条例第22号

羽曳野市国民健康保険条例(昭和 35 年羽曳野市条例第 172 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条の 3 第 2 号ウ(ア)中「国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令」を「国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令」に、「第 6 条第 3 号から第 10 号まで」を「第 6 条第 1 号ハからヌまで」に改め、「附則第 7 条第 2 号」の次に「又は第 3 号」を加える。

第 15 条第 2 項、第 15 条の 6 の 5 第 2 項及び第 15 条の 11 第 2 項中「10 円」を「1 円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(調整規定)

2 この条例及び羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例(平成 30 年羽曳野市 条例第 17 号。以下「条例第 17 号」という。)の改正規定が同一の日に施行されると きは、羽曳野市国民健康保険条例(昭和 35 年羽曳野市条例第 172 号)の規定は、条例 第 17 号によってまず改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。

(一般被保険者に係る保険料の基礎賦課総額)

- 第 11 条の 3 保険料の賦課額のうち一般被保険 者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険 者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の 被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課 額(第19条の規定により基礎賦課額を減額する ものとした場合にあつては、その減額すること となる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総 額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額 から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を 基準として算定した額とする。
 - (1) 省略
 - (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア・イ 省略
 - ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保 険給付費等交付金(エにおいて「国民健康 保険保険給付費等交付金」という。)(退職 被保険者等の療養の給付等に要する費用 (法附則第22条の規定により読み替えられ た法第70条第1項に規定する療養の給付 等に要する費用をいう。以下同じ。)に係 るものを除く。)の額のうち、次に掲げる 額の合算額を除く額
 - (ア) 国民健康保険の国庫負担金等の算定 に関する政令(昭和34年政令第41号。 以下「算定政令」という。)第6条第6 項第 1 号に掲げる額(国民健康保険の調 整交付金等の交付額の算定に関する省令 (昭和 38 年厚生省令第 10 号)第 6 条第 1 号ハからヌまで及び附則第7条第2号又 は第3号に掲げる額の合算額を除く。以 下同じ。)

(イ)・(ウ) 省略

工 省略

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第15条 1 省略

- 2 前項に規定する保険料率を決定する場合にお 2 前項に規定する保険料率を決定する場合にお いて、小数点以下第4位未満の端数又は1円未 満の端数があるときは、これを切り上げるもの とする。
- 3 省略

第 15 条の 2~第 15 条の 6 の 4 省略

旧

(一般被保険者に係る保険料の基礎賦課総額)

- 第 11 条の 3 保険料の賦課額のうち一般被保険 者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険 者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の 被保険者をいう。以下同じ。) に係る基礎賦課 額(第19条の規定により基礎賦課額を減額する ものとした場合にあつては、その減額すること となる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総 額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額 から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を 基準として算定した額とする。
 - (1) 省略
 - (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア・イ 省略
 - ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保 険給付費等交付金(エにおいて「国民健康 保険保険給付費等交付金」という。)(退職 被保険者等の療養の給付等に要する費用 (法附則第22条の規定により読み替えられ た法第70条第1項に規定する療養の給付 等に要する費用をいう。以下同じ。)に係 るものを除く。)の額のうち、次に掲げる 額の合算額を除く額
 - (ア) 国民健康保険の国庫負担金等の算定 に関する政令(昭和34年政令第41号。 以下「算定政令」という。)第6条第6 項第 1 号に掲げる額(国民健康保険の調 整交付金の交付額の算定に関する省令 (昭和38年厚生省令第10号)第6条第3 号から第10号まで及び附則第7条第2 号に掲げる額の合算額を除く。以下同 じ。)

(イ)・(ウ) 省略

工 省略

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第15条 1 省略

- いて、小数点以下第4位未満の端数又は10円 未満の端数があるときは、これを切り上げるも のとする。
- 3 省略

第15条の2~第15条の6の4 省略

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課 額の保険料率)

- 第15条の6の5 1 省略
- 2 前項に規定する保険料率を決定する場合にお 2 前項に規定する保険料率を決定する場合にお いて、小数点以下第4位未満の端数又は1円未 満の端数があるときは、これを切り上げるもの とする。
- 3 省略
- 第15条の6の6~第15条の10 省略 (介護納付金賦課額の保険料率)
- 第15条の11 1 省略
- 2 前項に規定する保険料率を決定する場合にお 2 前項に規定する保険料率を決定する場合にお いて、小数点以下第4位未満の端数又は1円未 満の端数があるときは、これを切り上げるもの とする。
- 3 省略

以下省略

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課 額の保険料率)

- 第15条の6の5 1 省略
- いて、小数点以下第 4 位未満の端数又は 10 円 未満の端数があるときは、これを切り上げるも のとする。
- 3 省略
- 第15条の6の6~第15条の10 省略 (介護納付金賦課額の保険料率)
- 第15条の11 1 省略
- いて、小数点以下第 4 位未満の端数又は 10 円 未満の端数があるときは、これを切り上げるも のとする。
- 3 省略 以下省略